

令和 7 年度 事業計画



©鴨川市社会福祉協議会

鴨川市社協イメージキャラクター 葉っぴー

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

鴨川市社会福祉協議会

目次

鴨川市社会福祉協議会 基本理念	1
令和 7 年度事業の重点ポイント.....	3
I 法人運営部門（総務企画）	4
1 法人運営.....	4
(1) 組織の運営（自主）	4
(2) 組織体制の強化（自主）	5
(3) 運営財源の拡充（自主）	6
(4) 自主財源の確立（自主）	7
2 社会福祉事業の企画及び実施	8
(1) 高齢者福祉事業	8
(2) 児童福祉事業	9
(3) 福祉機器の貸出（随時・無料）（共募）	10
(4) 生活困窮者への支援（随時）（共募）	10
(5) 歳末たすけあい募金配分事業.....	10
(6) 災害見舞金（共募）	11
(7) 社会福祉大会開催事業（自主）	11
3 社会福祉事業に対する調査研究、広報啓発、連絡調整.....	12
(1) 調査研究事業	12
(2) 広報啓発事業（共募）	12
II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）	13
1 地域福祉推進室.....	13
(1) 地域福祉推進室（市補助）	13
(2) 生活支援体制整備事業（市委託）	13
(3) 救急医療情報キット及び緊急連絡票事業(自主).....	14
(4) 放課後児童健全育成事業（市補助）	14
2 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進.....	16
(1) 地区社協活動の基盤整備（会費）	16
(2) 地区社協活動の支援・助成（共募）	16
3 社会福祉団体の援助育成.....	18
(1) 福祉関係団体の援助育成（共募）	18
(2) 鴨川市心身障害者（児）福祉会の活動支援（事務局 福祉作業所）	18
4 ボランティア活動・福祉教育の推進	19
(1) 鴨川市社会福祉協議会ボランティアセンター（共募）	19
(2) 鴨川市ボランティア連絡協議会事務局	19
(3) サロン活動支援（共募）	22
(4) 災害時支援体制整備事業（自主）	23

(5) 福祉教育の推進（共募）	24
(6) ボランティア活動助成事業（共募）	24
Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）	25
1 安房地域権利擁護推進センター運営事業	25
(1) 安房地域成年後見制度利用促進業務実施計画書	25
(2) 安房地域市民後見推進業務実施計画書	29
2 日常生活自立支援事業・法人後見事業	32
(1) 日常生活自立支援事業（県委託）	32
(2) 法人後見事業（後見報酬等）	33
3 福祉資金貸付事業	34
(1) 生活福祉資金（県社協委託）	34
(2) 鴨川市福祉資金（自主）	34
4 福祉相談事業	35
(1) 福祉相談事業	35
Ⅳ 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス推進）	36
1 在宅福祉サービス事業	36
(1) 支援型高齢者配食サービス事業（市委託）	36
(2) 鴨川市ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業（市委託）	36
(3) ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業（自主）	37
(4) 介護タクシー（自主）	37
2 介護保険事業	38
(1) 介護保険事業の運営	38
(2) 訪問介護事業（ふれあいホームヘルプサービス）	38
(3) 通所介護事業（やいろデイサービス）	39
(4) 居宅介護支援事業（ふれあい介護支援サービス）	39
3 障害福祉サービス事業	40
(1) 障害者福祉事業の運営	40
(2) 障害者福祉サービス事業	40
(3) 障害者特定相談支援事業（障害者ケアマネジメント）	41
4 鴨川市福祉作業所の管理運営	42
鴨川市福祉作業所（就労継続支援 B 型事業所）	42

鴨川市社会福祉協議会 基本理念

誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり

基本方針

人口減少が進む中、誰もが活躍できるよう、支援の「ささえ手」「受け手」という関係を超え、地域の多様な主体と共にささえあい、助け合いの取り組みを行い、いつまでも自分らしい生活を送り活躍できるような体制づくり（地域福祉の推進）が重要となっています。

地域福祉を進めていく上で、「自立」「共生」「公共」の視点による、一人ひとりの主体的な行動と、地域の中でのささえあいや助け合いを活性化すること、それらの活動を支援する基盤づくりを一体的に進めていく必要があります。

鴨川市社会福祉協議会では、個人や地域におけるささえあい、助け合いを支援し、誰もが安心して、元気に過ごせる、つながりのある地域を目指していきます。

また、地域の課題に柔軟に対応していくためには、地域における様々な活動団体同士が相互に協働していくことが必要となります。その中で、特に、社会福祉協議会は、地域福祉プラットフォームを形成するため、様々な活動団体同士をつないでいく触媒の機能と担い手の育成支援の役割を担っています。

そして、身近な地域での住民相互のささえあいの福祉を推進するために設置されている地区社会福祉協議会（地区社協）と相互に補完し合いながら、地域住民、団体、民間事業者等のつながりをつくりそれぞれの地域ごとに特色のある福祉活動も進めていきます。

取り組み方針

地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制づくりが求められています。

そのため市社協は、「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組み、専門職による多職種連携や多機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりを目指します。

また、少子高齢化、人口減少を踏まえ、単独の市町村では解決が難しい地域生活課題への対応として社協間、社会福祉法人・福祉施設等との共同及び広域での事業展開を検討し推進していきます。

特に地域福祉をより一層推進させるため、次の3点について重点的に取り組みます。

①福祉の課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）

制度の狭間にある課題も含めた、複合化・多様化した地域生活課題の解決に当たっては、多分野・多機関等と連携・協働し、地域生活課題の共有を行うとともに、お互いの強みを生かしながら具体的な解決策等を検討していく必要があります。

そのため、地域住民が主体的に地域生活課題について考え、できるだけ身近な地域の中でそれを解決できる体制や仕組みづくりを行います。

また、地域共生社会の実現に向けては、小地域福祉活動等の住民により身近な圏域を基盤にした福祉活動や住民参加の取り組みがますます重要となっており、自治会等の住民組織、地縁団体等の連携や協働は不可欠です。そのため市社協は、中間支援組織としての広範・多岐にわたるネットワークを生かし、「連携・協働の場」としての役割を果たすとともに、地区社協やボランティアグループへの活動支援や基盤強化に取り組みます。

さらに、これに限らず「このまちをよくしたい」という思いのある地域住民等の育成や参加支援、組織化等の取り組みとして各種ボランティア講座や福祉教育を実施するとともに、特に学童クラブに代表される子育て世帯への支援や権利擁護事業の強化に努めます。

②広域的な事業・活動の連携・共同の推進

社協の強みは、社協相互のネットワークがあることであり、単独の市町村では対応することが難しい権利擁護推進センターの運営や大規模災害に備えた災害ボランティアの構築を図るために社協間、社会福祉法人・福祉施設等との共同及び広域での事業展開を検討し推進していきます。

③市社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編

地域住民や関係機関・団体等との連携・協働により、包括的な支援体制を目指す上では、社協内の部門間連携を徹底するとともに社協が有する資源やネットワークを生かし、総合力を発揮する必要があります。

その実現に向けて社会福祉制度の動向、地域生活課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取り組みの状況等と社協の組織体制を十分に把握し、検討を行います。

令和 7 年度事業の重点ポイント

介護サービス事務所の完成にともなうサービスの充実及び職場環境の整備

- ①令和 6 年度に建設に着手した介護サービス事務所が令和 7 年 4 月に完成予定
- ②地域福祉推進室、権利擁護推進センター及び総務系の事務所を拡充し、併せて個人のプライバシーに配慮した相談スペースの設置

地域福祉推進室

- ①行政の地域福祉計画の策定に参画、地域福祉活動計画の策定
- ②福祉の課題への対応と地域のつながりの再構築
- ③住民主体の福祉活動をすすめるための環境整備
- ④地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会の実現（福祉教育の推進）」
- ⑤地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
（民間事業、NPO等との連携）
- ⑥日常生活圏域ごとに地域課題の把握・団体、福祉専門職等とのネットワーク化
- ⑦介護予防・生活支援サービス従事者養成研修の開催
- ⑧赤い羽根共同募金運動のさらなる普及啓発
- ⑨総合相談・生活支援ニーズの把握と事業活動の継続
- ⑩放課後児童健全育成事業の運営体制の充実および強化

権利擁護の推進

- ①広域設置のメリットを生かした安房地域権利擁護推進センターの活動
- ②市民後見人養成講座の実施
- ③日常生活自立支援事業・法人後見事業の更なる充実

災害福祉支援活動

- ①行政とのパートナーシップの充実
- ②災害ボランティアセンターの設置・運営訓練
- ③災害ボランティアセンターへの ICT の導入
- ④災害ボランティア連絡会の充実・強化
- ⑤地域防災フォーラムの実施等による災害に強い地域づくり
- ⑥地域住民それぞれの災害対応能力の向上を目指しての取り組み

在宅福祉サービスの充実

- ①地域で安心して暮らし続けることが出来るために必要な在宅福祉サービスの充実
- ②体制強化、職場環境の整備

I 法人運営部門（総務企画）

1 法人運営

社協に求められる福祉サービスを安定的・持続的に提供し続けられる強固な財政基盤の確立を目指し、主な収入源である補助金・委託金の適正な確保、会員制度の強化、介護保険事業等の自主財源の拡充、また事業の効率的かつ効果的な執行に努めます。更に社会福祉法人に求められるルールのもとに、経営組織の管理体制・内部統制の強化を図り、財務状況等の公開、組織運営の透明性や信頼性の確保に努めます。

また、福祉専門職としての職員の意識、資質の向上と共に、働きやすい職場環境づくりにも注力し、各部署の職員が、各種事業やイベントなどに丸となって協力し合える強固な組織体制の構築に努めます。

（1）組織の運営（自主）

① 理事会（法人の執行機関、理事14名・監事2名）

・定例会議の開催（6回開催予定）

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 5月 | 前年度決算・評議員選考委員の選任・会長、常務理事の職務執行状況 |
| 6月 | 会長、副会長、常務理事の選定 |
| 7月 | 会長、常務理事の職務執行状況 |
| 10月 | 補正予算・会長、常務理事の職務執行状況・顕彰審査会 |
| 1月 | 会長、常務理事の職務執行状況 |
| 3月 | 次年度事業計画・予算 |

② 定時評議員会・評議員会（法人の議決機関、評議員22名）

・6月、3月の定例会議の他、必要に応じ臨時会の開催

- | | |
|-----|---------------------|
| 6月 | 前年度決算・役員の選任（定時評議員会） |
| 10月 | 補正予算 |
| 3月 | 次年度事業計画・予算 |

③ 評議員選考委員会（選考委員5名）

- | | |
|----|--------|
| 6月 | 評議員の選考 |
|----|--------|

- ④ 監査
 - ・監事による決算監査の実施
5月 前年度決算監査

- ⑤ 内部経理監査
 - ・担当理事・評議員による内部会計監査の実施（年1回）
10月

- ⑥ 経営委員会・配分委員会
 - ・5回開催予定の他、必要に応じ臨時会の開催
経営委員会 5月、7月、10月、1月、3月
配分委員会 10月

- ⑦ 鴨川市指導監査
 - ・鴨川市監査員による監査
12月頃実施予定

（2）組織体制の強化（自主）

- ① 役員体制の強化
 - ・協議会業務情報の定期提供
- ② 事務局体制の強化
 - ・千葉県社会福祉協議会主催 事務局長研修会・ボランティア担当研修への参加
 - ・生活福祉資金研修会、コミュニティソーシャルワーカー養成研修
 - ・生活支援コーディネーター養成研修会
 - ・実務研修会に参加（職能団体、行政研修等）
 - ・各係内会議の開催（随時）
 - ・介護保険従事職員研修会の開催
 - ・主任会議の開催（毎週）
 - ・安全衛生委員会の開催（年6回）
 - ・虐待防止・身体拘束適正化委員会の開催（年1回）、虐待防止研修会の開催
 - ・感染症対策委員会の開催（年4回）、感染症対策研修会の開催（年2回）

(3) 運営財源の拡充（自主）

① 会費の募集 (R7 予算 3,680 千円)

社会福祉協議会の誰もが安心して暮らせるまちづくりの実践として、会員の募集を行います。社会福祉協議会の会員は会員になることで特別な義務や権利は生じませんが、一人の住民会員として社会福祉協議会活動に協力をいたします。

・一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（7月）

R7（見込）	R6（見込）	R5
5,500 口	5,490 口	5,904 口

・特別会員 地区社会福祉協議会を通して法人に依頼（11月）

R7（見込）	R6（見込）	R5
930 口	928 口	946 口

② 共同募金の実施

赤い羽根共同募金活動（10月1日～3月31日）、および歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）を実施いたします。

○ 赤い羽根共同募金

世帯募金、学校募金、街頭募金、法人募金、カード募金、職域募金、募金箱募金、その他の募金などを実施。

R7（見込）	R6（見込）	R5
3,900,000 円	3,900,000 円	3,929,867 円

○ 歳末たすけあい募金

世帯募金を実施

R7（見込）	R6（見込）	R5
2,900,000 円	2,900,000 円	2,929,746 円

(4) 自主財源の確立（自主）

自主財源の確立を目的として、太陽光発電売電事業、自動販売機設置事業を実施し財源の充実を図ります。

① 太陽光発電売電事業の実施 (R7 予算 1,000 千円)

R7 (見込)	R6 (見込)	R5
29,000Kw	28,100Kw	29,124Kw

※ 1kw あたり 34.56 円

② 自動販売機設置事業 (3カ所) (R7 予算 145 千円)

R7 (見込)	R6 (見込)	R5
5,800 本	5,800 本	5,489 本

2 社会福祉事業の企画及び実施

地域福祉の基本は、住民が主体であり、住民の福祉意識に基づく住民活動であるという点を踏まえ、地域住民が考え行動するということを尊重しつつ地域の福祉意識の高揚や福祉活動への参加促進を図ります。

また、企画にあたっては、社会変化やニーズを的確に把握し、高齢者・障害者・児童・生活困窮者など分野を問わず、支援を必要とするすべての人に必要な支援として届くように、主旨や目的を明確にし、効果的なサービスの実施を図ります。

(1) 高齢者福祉事業

① ボランティア給食サービス事業（共募） (R7 予算 1,392 千円)

R7 (見込)	R6 (見込)	R5
延 4,800 食	延 4,800 食	延 4,999 食

・ボランティアの協力により、独居老人へ月 1 回食事の宅配をすることにより、孤独感の解消、健康と安否確認を行う。

江見 つくしの会	大山 すみれの会	太海 フラワークラブ
西条 なの花グループ	東条 たんぽぽグループ	田原 いなほの会
吉尾 ふれあいクラブ	主基 やまびこグループ	鴨川 鴨川さくら会
天津・小湊 すぎの木会	曾呂 たかづる会	

※ 食事材料費、容器代、従事者保険料、細菌検査料について助成

年 2 回説明会を開催 開催日 8 月・2 月予定

・賠償責任・傷害保険の加入額 (R7 予算 42 千円)

R7 (見込)	R6 (見込)	R5
42,000 円	42,070 円	40,950 円

② 出張理髪サービス事業（共募） (R7 予算 50 千円)

R7 (見込)	R6 (見込)	R5
延 25 回	延 25 回	延 22 回

・在宅の要介護者で介護保険の介護認定 4・5 の人について、理髪料の 1/2 を助成

(2) 児童福祉事業

① 子供の遊び場助成事業（共募） (R7 予算 100 千円)

各区、町内会等により設置されている子供の遊び場の遊具について、新規の設置、補修・改修・撤去の一部を助成する。

新規設置 1/2 以内助成（上限 25 万円）

補修・改修 1/2 以内助成（上限 10 万円）（※1 万円未満は助成なし）

撤去費用 1/2 助成

○子供の遊び場 設置数 12 ヶ所

R7（見込）		R6（見込）		R5	
設置数	12 ヶ所	設置数	12 ヶ所	設置数	14 ヶ所
廃園	0 ヶ所	廃園	2 ヶ所	廃園	2 ヶ所
遊具新設	0 ヶ所	遊具新設	0 ヶ所	遊具新設	0 ヶ所
補修	1 ヶ所	補修	0 ヶ所	補修	0 ヶ所
撤去	1 ヶ所	撤去	3 ヶ所	撤去	3 ヶ所

全子供の遊び場を対象に、遊具施設の賠償責任保険（対人・対物賠償、1 年更新）に加入し、子供の遊び場内での事故等が発生した場合に対応する。

○賠償責任・傷害保険の加入額 (R7 予算 27 千円)

R7（見込）	R6（見込）	R5
27,000 円	27,610 円	33,710 円

② 交通遺児勉学奨励金・激励金事業（県社協・共募）

R7（見込）	R6（見込）	R5
2 人	1 人	0 人

交通事故で父または母親を亡くした児童に対して、激励金を支給する。

見舞金（一世帯）100,000 円 ※遺児 2 人目から各々に 50,000 円を加算。

県社協より 勉学奨励金 30,000 円

（小学校入学時、中学校入学時）

激励金 60,000 円

受験費用助成金 高等学校の受験料 上限 50,000 円 大学の受験料 上限 100,000 円

(3) 福祉機器の貸出(随時・無料) (共募)

(R7 予算 10 千円)

・車いす、高齢者疑似体験用具(イベント用)

R7(見込)	R6(見込)	R5
40人	40人	38人

(4) 生活困窮者への支援(随時) (共募)

① 行旅困窮者への支援

(R7 予算 10 千円)

R7(見込)	R6(見込)	R5
1件	1件	0件

市外から移動して生活に困窮する方へ面談、交通費の支給などを行う

② 生活困窮者等への食の支援

生活困窮者等に対してフードバンク等を活用して一時的に食糧支援を行う。

R7(見込)	R6(見込)	R5
10件	8件	20件

③ フードバンク活動への協力(共募)

(R7 予算 15 千円)

フードバンクちばが主催する「フードドライブ活動」への協力として、フードドライブ期間中に一般市民および市内関係機関に対し食品提供の呼びかけと提供品の受付を行う。

年3回(5月~6月、9月~10月、令和8年1月~2月)

R7(見込)	R6(見込)	R5
1,800点	2,000点	1,677点

(5) 歳末たすけあい募金配分事業

(R7 予算 350 千円)

① 歳末たすけあい助成事業(歳末)

R7(見込)	R6	R5
5件	2件	4件

ボランティア等地域で活動する団体が実施する年末や年始を機会とした地域の人々が参加する地域福祉活動を支援する。

② 歳末たすけあい事業（ボランティア給食助成）

年末に実施されるボランティア給食サービスの活動へ助成を行い、住民相互のささえあい活動の継続・活性化を図る。

R7（見込）	R6	R5
470 食	470 食	—

（6）災害見舞金（共募）

（R7 予算 90 千円）

災害罹災者に対して、迅速にこれを見舞って心身の安定、慰め、更生意欲の向上を図るため、千葉県共同募金会災害見舞金規程に従い、見舞金を支給する。

R7（見込）	R6（見込）	R5
3 件	3 件	6 件

（7）社会福祉大会開催事業（自主）

（R7 予算 120 千円）

第9回 鴨川市社会福祉大会 11月開催予定

- ① 表彰状・感謝状の贈呈
- ② 記念講演会の開催

3 社会福祉事業に対する調査研究、広報啓発、連絡調整

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として、地域の実情の把握や事業の効果的な推進についての調査研究を行うとともに、社会福祉法人としてその活動を市民に見えるように、広報紙やホームページを活用し積極的な情報開示に努めます。

特に、若年層への働きかけを強めるべくマスコットキャラクターである「葉っぱー」を活用した PR など社会福祉協議会の知名度の向上を図ります。

(1) 調査研究事業

① 地域福祉活動の実態調査

- ・地区社協、ボランティア、サロン等へ訪問調査およびアンケート調査の実施

(2) 広報啓発事業（共募）

(R7 予算 650 千円)

① 鴨川市社会福祉協議会広報紙「かもがわ社協だより」

- 新聞折込もしくは、地区社協に依頼し、区・組長から市内各戸配布
年 3 回発行予定 6 月、11 月、3 月 各 11,000 部（予定）

② 鴨川市社会福祉協議会ホームページ、FaceBook（会費）

- ・ホームページについては、本協議会として決算書・事業報告書・事業計画書・予算書を掲載するなど情報発信する。
- ・各地区社会福祉協議会、ボランティア等の地域情報などを発信する
- ・規程、要綱などの掲載により情報公開に努める
- ・ホームページと連動し、FaceBook でも情報公開を行う

③ 赤い羽根共同募金 活動チラシの発行（共募）

- ・赤い羽根共同募金活動（9 月 15 日）にあわせ、共同募金特集号を発行。11,500 部を配布、500 部を法人募金活動のために地区社協等に配布。前年度の赤い羽根共同募金及び、歳末たすけあい募金の実績報告や寄付法人名等の掲載、共同募金計画などの広報として活用する。（12,000 部）

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地域福祉推進室

地域福祉推進室では、社会福祉士資格等を有する「福祉活動専門員」を市内の中中学校区圏域（鴨川・長狭・江見・天津小湊）ごとに配置し、地域住民や地域にある様々な団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的に推進していくとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じて地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを目指しています。

また、鴨川市より委託・補助で行う放課後児童健全育成事業や高齢者等配食サービス事業といった住民のニーズに応える事業活動を実施しています。

（1）地域福祉推進室（市補助）

地域福祉における総合相談、高齢者等配食サービス事業、放課後児童健全育成事業（福祉活動専門員、コーディネーター、学童クラブ担当職員の配置）

（2）生活支援体制整備事業（市委託）

（R7 予算 5,577 千円）

高齢者等が安心して暮らし続けられる地域をつかっていくために、日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを図る。

①個別支援のニーズと社会資源等のマッチング及び社会資源の見える化

地域ニーズや課題の把握、社会資源調査リストの更新作業

②地域課題の把握と社会資源等のネットワーク化

高齢者の地域での自立した生活、介護予防、重度化防止を目的として、高齢者の支援ニーズと地域の多様な取り組みやサービスをつなぐため、関係者間のネットワーク構築を進める。

・地域ケア会議及び生活困窮者支援調整会議への参加（適時）

・介護支援専門員事例検討会（年2回）

・各地域包括支援センター、健康推進課保健師との連携及び事例の共有（年3回）

③生活支援等を行う地縁組織および民間企業との連携、地域住民へのつなげる支援

・介護予防・生活支援サービス従事者養成研修の開催（新規）

・生活支援・介護予防サポーターの活動支援

④高齢者等の通いの場づくり及び運営支援

- ・サロン代表者会議の開催（年2回）
- ・サロン活動支援プログラムの提供、充実
- ・サロンの普及啓発（ふれあい いきいきサロン活動紹介冊子の配布等）
- ・介護予防普及啓発事業、医療福祉専門職のコーディネート

⑤地域課題解決に向けた問題提起

- ・生活支援体制整備事業検討会議（4月、5月、9月、12月、令和7年3月）
- ・事例検討会議の開催（3カ月に1回）

(3) 救急医療情報キット及び緊急連絡票事業(自主)

(R7 予算 55 千円)

ひとり暮らし高齢者等に救急医療情報キット及び緊急連絡票の配布を通して健康面等に不安を抱えながら在宅生活を送る方々の安心づくり（不安軽減）を促すとともに、自治会区等における見守り、支えあい活動の充実を図る取り組みを行う。

R7（見込）	R6（見込）	R5
40 件	30 件	141 件

(4) 放課後児童健全育成事業（市補助）

(R7 予算 42,714 千円)

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後及び長期休み期間に適切な生活の場を提供し、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営を行う。事業費は利用者からの利用料と鴨川市放課後児童健全育成事業補助金を運営費に充てて実施する。

- ・鴨川学童「ゆう・遊クラブ」（鴨川小学校内）の運営を行う。（R7 予算 10,603 千円）

利用児童数（含む 長期休業コース利用児童）

R7（見込）	R6（見込）	R5
32 人	32 人	30 人

- ・江見学童クラブ（江見小学校内）の運営を行う。（R67 予算 8,800 千円）

利用児童数（含む 長期休業コース利用児童）

R7（見込）	R6（見込）	R5
42 人	35 人	35 人

- ・天津小湊学童クラブ（天津小湊小学校内）の運営を行う。（R7 予算 6,464 千円）

利用児童数（含む 長期休業コース利用児童）

R7（見込）	R6（見込）	R5
33人	33人	32人

- ・田原・西条学童クラブ（福祉センター内）の運営を行う。（R7 予算 16,847 千円）

利用児童数（含む 長期休業コース利用児童）

R7（見込）	R6（見込）	R5
78人	63人	63人

2 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進

地区社会福祉協議会（地区社協）は、最も身近な地域住民活動であり、日頃からの顔の見える関係により、声掛けや回覧板等の日常的活動を展開しています。

こうした福祉活動について広く理解を求め、参加を促し、地域福祉の充実につなげるために、地区社会福祉協議会と本会が連携して住民が主体的に参加できる環境づくりに向けて取り組めます。

また、地区社協に対する住民の理解や関心を高め、福祉活動に関する人材の育成や民生委員児童委員協議会、自治会、地域のボランティアグループなどの社会資源との協働により、地区社協活動の継続、発展を支援します。

（1）地区社協活動の基盤整備（会費）

地区社協活動の連絡・調整

・地区社協連絡会の開催（年4回）

第1回 6月

第2回 9月

第3回 11月

第4回 令和8年3月 今年度のまとめ、次年度への要望

（2）地区社協活動の支援・助成（共募）

(R7 予算 1,300 千円)

- ・江見地区社会福祉協議会（江見地区）
- ・太海地区社会福祉協議会（太海地区）
- ・曾呂地区社会福祉協議会（曾呂地区）
- ・鴨川第一地区社会福祉協議会（横渚・前原地区）
- ・鴨川第二地区社会福祉協議会（貝渚・磯村地区）
- ・東条地区社会福祉協議会（東条地区）
- ・西条地区社会福祉協議会（西条地区）
- ・田原地区社会福祉協議会（田原地区）
- ・主基地区社会福祉協議会（主基地区）
- ・吉尾地区社会福祉協議会（吉尾地区）
- ・大山地区社会福祉協議会（大山地区）
- ・天津地区社会福祉協議会（天津地区）
- ・小湊地区社会福祉協議会（小湊地区）

地区社会福祉協議会で実施・協力している主な事業

【 見守り 】

地区社協、民生委員との協働によるひとり暮らし高齢者等への友愛訪問
緊急連絡先の配布事業

【 交流事業 】

高齢者お楽しみ会、高齢者慰安事業

【 いきいきサロン 】

高齢者ふれあい・いきいきサロン、子育てふれあい・いきいきサロン
多世代共生型ふれあい・いきいきサロン

【 生きがい支援 】

敬老祝い品事業（80歳以上へタオル配布）

【 福祉教育・子育て支援 】

小中学校との連携（福祉標語の募集および表彰、独居高齢者等へ絵手紙の配布）
福祉体験、パラスポーツ体験
大山福祉交流会（モルック大会）、若潮まつり、学校支援ボランティア

【 世代交流 】

サロン参加者と小学校の児童が一堂に集まり交流する合同サロン
地域福祉フォーラム

【 災害・危険防止 】

防災用品の整備
地域防災についての研修会（出前防災講座の受講等）
防災講習会・地区防災訓練

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ・意識調査

【 研修・講座 】

福祉講演会、健康講演会、防災講座、ボランティア視察研修、健康相談・教室

【生活支援・介護予防】

買い物支援事業（買い物支援ボランティア、民間事業で実施する移動販売への協力）
生活応援サポート

【環境整備・美化活動】

清掃活動・美化運動

3 社会福祉団体の援助育成

地域の高齢者や障害者等の当事者団体や社会福祉活動団体が、その目的や役割を達成できるよう支援します。地域の社会福祉資源として機能が有効に発揮され、福祉ニーズや課題の解決につながるよう育成に努めます。

事務受託の社会福祉団体については、会員による主体的な団体運営が基本であるという共通理解を図り、事務分担や援助内容を明確にして、団体が円滑に事務や事業が行われるような支援を行います。

また、社会福祉施設・団体の助成についても、対象や基準を明確にして助成の公平化、事業の適正化を図ります。

(1) 福祉関係団体の援助育成（共募）

(R7 予算 299 千円)

- ① 鴨川市民生委員児童委員協議会
- ② 鴨川市老人クラブ連合会
- ③ 鴨川市心身障害者（児）福祉会
- ④ 鴨川市遺族会
- ⑤ 千葉県保育協議会 安房支部
- ⑥ 鴨川市ボランティア連絡協議会

(2) 鴨川市心身障害者（児）福祉会の活動支援（事務局 福祉作業所）

鴨川市心身障害者（児）福祉会は、市内に居住する障害者の親睦と交流、社会生活の向上を目的として活動する団体です。

地域の障害者が豊かな社会生活が営めるように活動を支援します。

鴨川市心身障害者（児）福祉会

- 5月 総会
- 5月 千葉県障害者スポーツ大会参加
- 10月 安房地区障害者スポーツ大会
- 12月 クリスマス会

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、住民の互助や地域活動団体による社会貢献活動等多様な形で行われています。社会福祉協議会としては、市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進め、ボランティア活動への意識の向上を図りながら主体的な取組みを支援し、活動推進のための人的な基盤支援に取り組みます。ボランティアセンターの活性化につながるよう個々のボランティア活動へつなげるコーディネート活動に取り組みます。

また、災害発生時に災害ボランティアセンターが迅速に立ち上がるように、立上げ訓練に向けて取組み、効果的なボランティア派遣が可能となるよう取組みます。

福祉教育を推進し、児童・生徒・学生の福祉への興味や関心を高めることにより、次世代につなげる人材を育成してまいります。

(1) 鴨川市社会福祉協議会ボランティアセンター（共募）

事業内容

- ・ボランティアに関する相談、情報提供、活動登録

R7（見込）	R6(見込)	R5
110 件	100 件	92 件

- ・ボランティア活動保険への加入 （R7 予算 31 千円）

鴨川市社会福祉協議会理事、評議員、13 地区社会福祉協議会、鴨川市ボランティア連絡協議会に所属する方々を対象にボランティア活動中に発生した事故に対して保障を行う。

（1 名×保険料 円）

R7（見込）	R6(見込)	R5
100 名	100 名	100 名

- ・ボランティア実施時の困りごと相談、研修会への参加
コーディネート体制 兼任コーディネーター配置 1 名

(2) 鴨川市ボランティア連絡協議会事務局

鴨川市ボランティア連絡協議会は地域社会の福祉増進とボランティアグループの連絡調整・情報交換及び親睦を図る事を目的に活動しており、事務局として運営委員会（年 2 回）、研修会（年 1 回）、総会（年 1 回）の開催等団体支援を行う。

	グループ名	会員数	結成年月日	活 動 内 容
1	鴨川さくら会	16	平成 28 年 5 月 14 日	給食サービス（配食式） 毎月第 3 土曜日【鴨川地区】
2	たんぼぼグループ	6	昭和 63 年 2 月 24 日	給食サービス（配食式） 毎月第 3 水曜日【東条地区】
3	なの花グループ	10	昭和 59 年 11 月	給食サービス（配食式） 毎月第 3 水曜日【西条地区】
4	いなほの会	22	平成 7 年 2 月 25 日	給食サービス（配食式） 毎月第 2 水曜日【田原地区】
5	やまびこグループ	23	平成 7 年 10 月 28 日	給食サービス（配食式） 毎月第 4 日曜日【主基地区】
6	吉尾ふれあいクラブ	20	平成 7 年 9 月 11 日	給食サービス（配食式） 毎月第 3 水曜日【吉尾地区】
7	すみれの会	37	昭和 57 年 1 月 1 日	給食サービス（配食式） 毎月第 2 火曜日【大山地区】
8	つくしの会	15	昭和 57 年 4 月 1 日	給食サービス（配食式） 毎月第 2 土曜日【江見地区】
9	フラワークラブ	13	昭和 58 年 4 月 1 日	給食サービス（配食式） 毎月第 1 金曜日【太海地区】
10	たかづる会	16	平成 17 年 10 月 20 日	給食サービス（配食式） 毎月第 2 土曜日【曾呂地区】
11	すぎの木会	34	昭和 52 年 2 月 7 日	給食サービス（配食式） 毎月第 2 金曜日【天津小湊地区】
12	お便りボランティア 「かもめーる」	18	平成 10 年 4 月 1 日	70 歳以上在宅の独居高齢者に 配るお弁当につけるお便りを作成。
13	鴨川市赤十字奉 仕団	32	平成 4 年 10 月 13 日	奉仕作業・献血・災害救助・日赤 社資募集
14	なの花サポーター	25	平成 23 年 4 月 19 日	「お互いさま」の地域のささえ合い 地域の見守り
15	天津小湊介護予 防サポーター	30	平成 21 年 4 月 7 日	介護予防に関する普及啓発や 自主活動など、サロンやイベントの 開催

16	ともしびの会	10	昭和 52 年 4 月 8 日	労力奉仕・施設訪問・障害者介助・踊り
17	白ゆりグループ	14	平成 8 年 8 月 16 日	施設行事協力ボランティア
18	大正琴レポート	6	平成 14 年 4 月 1 日	老人ホームなどの施設訪問をし、お年寄りの方に琴の演奏を披露
19	鴨川市老人クラブ 連合会	12	昭和 55 年 4 月 1 日	環境美化活動・奉仕作業・鴨川老人クラブ連合会事業等
20	子育てサロンほっと	20	平成 23 年 8 月 25 日	子育てサロンの開催
21	鴨川ハーブソサエティ-KHS	17	平成 23 年 5 月 24 日	SDGs の 3・4・11 を目指し市のまちづくり支援団体としてハーブによる心身の健康的スローライフを行う。
22	エプロン会	8	平成 31 年 3 月 25 日	毎週金曜日 子どもの居場所、食事の支援
23	お茶の間	6	平成 31 年 4 月 22 日	毎月第 4 月曜日 多世代交流サロンの開催
24	スマイルズ	7	令和 3 年 4 月	カフェスマイルズの運営。お茶を飲みながら楽しくおしゃべりしませんか？ お茶代 100 円です
25	ふくの会	9	令和 4 年 6 月 9 日	制服等のリユースの橋渡しを通じて資源を大切にす意識や SDGs についての関心を高める。
26	鴨川みんな食堂	5	令和 5 年 3 月 7 日	鴨川市在住、在勤者であれば誰でも参加できる地域食堂です。月に 1 回開催します
27	放課後ほっと	14	令和 6 年 5 月 11 日	児童館の様な、子どもが自由に来られる居場所です。毎週木曜日 14:30~17:00 に東条公民館で開催します
28	鴨川市吉尾地区 ささえあいの会	23	令和 6 年 3 月 8 日	安心して暮らせる吉尾のまちづくり「できる時に、できることを、できる範囲で、できる人と行う」
	合計人数	468		

(3) サロン活動支援（共募）

高齢者や子育て世帯等が、ボランティアとのふれあいにより、地域の中でいきいきと生活できるように、地域のサロン活動を紹介し支援を行う。また、専門職とサロン参加者をつなぎ介護予防や生活支援の機会を提供する。

① サロン活動への助成 (R7 予算 500 千円)

地区社協を通じ、活動費として1サロン年間 10,000 円（継続）を助成。また会場使用料、暖房代を助成する。

R7（見込）	R6(見込)	R5
35 サロン	35 サロン	36 サロン

江 見	サロン花笠
太 海	吉浦汐の香サロン
	天面サロン
曾 呂	サロンみねおか
鴨 川	ふれあいサロン草の実
東 条	ふれあいサロン広場
	サロンもみじ会
	子育てひろば ほっと
	粹なサロンきずな
西 条	共生型サロン「お茶の間」
	ファミリーサロン
田 原	ふれあいサロン田原
	大里サロン
	池田団地サロン
	来秀サロン
主 基	上小原サロン
	下小原サロン
	南小町サロン
	成川サロン
	北小町サロン
	青空カフェ

吉尾	細野枝郷お茶飲み会
	雀の会
	紫陽花の会
	女子会サロン
大山	そくさい家
	なかよし広場 おはなし会
	よらっしゃい
天津	にこにこ会天津
	サロンいこい
	ひまわり会
	四方木ふれあいサロン
	青空サロン
	ひだまりさかもとサロン
	十佐の会
	サロンパブリカ
	サロンフレンズ
	小湊
ますやサロン	
合計	39 団体

※サロンについては、令和 7 年 1 月時点

②賠償責任・傷害保険への加入 (R7 予算 76 千円)

令和 6 年度サロン助成金の交付を行ったサロンのスタッフおよび参加者に対して傷害補償を行う。

R7 (見込)	R6 (見込)	R5
35 サロン	35 サロン	36 サロン

(4) 災害時支援体制整備事業 (自主)

(R7 予算 459 千円)

① 普及啓発活動

・自助力・共助力強化を目的として地域住民等へ災害ボランティアについて地域防災イベントの開催等の啓発活動を行う。

② 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施事業

・災害ボランティア連絡会の開催

- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施（年 1 回）
- ③ 災害ボランティアセンターへの ICT の導入（新規）
 - ・災害ボランティアセンター運営支援システム「kintone」を導入することでボランティア募集や調整、被災者ニーズの管理・可視化、集計及び報告業務がスムーズとなる。

（5）福祉教育の推進（共募）

（R7 予算 10 千円）

- ① 福祉出前講座

小中学校等へ出向いて、車椅子体験、高齢者疑似体験、軽スポーツ体験、福祉講話の実施。
また、福祉教育活動の充実を図るために、市内の小中学校へ福祉教育プログラムを提案し、学校と連携し福祉教育の推進に取り組む。
- ② 高校生のためのボランティア講座への協力

高校生がボランティアに関する知識や理解を深め今後のボランティア活動に取り組む動機づけを目的とする「高校生のためのボランティア講座」に対して、講師派遣を行う。

 - ・6月8日（日）ボランティアの基礎講座、ワークショップ
 - ・9月14日（日）高齢者疑似体験、車椅子体験等
- ③ 千葉県福祉教育推進指定校、福祉教育推進指定団体によるパッケージ指定への協力

令和5～7年度の3か年にわたり、福祉教育指定校（鴨川小学校・鴨川中学校・長狭高等学校）と、福祉教育推進指定団体（指定校が所在する地域の地区社協）が連携し福祉の取り組みを行う。市社協では「住民同士の学び合いからの活動」「子ども達の学びと活動」のコーディネートを行い学校と地域が連携して福祉教育を展開できるようにサポートを行う。

（6）ボランティア活動助成事業（共募）

（R7 予算 310 千円）

- ① ボランティア活動への助成

・鴨川市ボランティア連絡協議会に助成	70,000 円（R7 年度）
・ボランティアグループへ活動費を助成	240,000 円（R7 年度）
	市内 24 グループへ助成

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

1 安房地域権利擁護推進センター運営事業

（1）安房地域成年後見制度利用促進業務実施計画書

1.目的

安房地域権利擁護推進センターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護の利用促進を図る中核機関として設置され、成年後見制度利用促進法における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の仕組みづくりを推進してきました。その結果、制度の認知度向上や関係機関との連携強化により、成年後見制度の利用ニーズは着実に増加しています。一方で、この利用促進の成果により、新たな地域課題が顕在化してきました。制度を必要とする人々への対応において、後見人等の担い手が圧倒的に不足しており、特に弁護士や司法書士などの専門職後見人が受任できる件数には限界があります。

この課題を解決するためには、地域における新たな担い手の育成が不可欠です。当センターでは、第一期市民後見人養成講座の修了生による活動実績を踏まえ、市民後見人の更なる育成と活用を積極的に推進していきます。特に令和7年度は、第二期となる市民後見人養成講座を実施し、地域における権利擁護支援の新たな担い手を育成することで、持続可能な後見支援体制の構築を目指します。

また、安房地域権利擁護推進センター運営委員会（協議会）を通じて、センターの広域設置のメリットを活かし、安房3市1町の行政・社協や家庭裁判所、その他安房地域内の関係機関との地域課題の共有や支援策の検討を進めます。これらの取り組みを通じて、権利擁護を必要とする人が適切に制度を利用でき、そのメリットを実感できる体制づくりを推進していきます。

2.期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3.受託金

9,500 千円 [昨年度 9,500 千円 (±0 千円)]

4.人員体制

事業実施に関わる予定人数

- | | | |
|------------------|----------|------|
| ● センター長 | 事務局長 | (兼任) |
| ● 権利擁護専門員（社会福祉士） | 正職員 5名 | (兼任) |
| | パート職員 2名 | (兼任) |
| ● 事務職員 | パート職員 1名 | (兼任) |

- ※ 今年度について、安房地域成年後見制度利用促進業務による人員配置は権利擁護専門員（社会福祉士）3名を配置。センター機能強化のため、センター長、権利擁護専門員（社会福祉士）3名、事務職員1名分を市民後見推進業務、日常生活自立支援事業、法人後見事業、自主財源より支出予定。

5. 具体的な内容

成年後見制度の普及啓発

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない方の権利や財産を守る成年後見制度の普及・啓発を図るため、以下の活動を実施します。

内容	令和7年度の目標値
ホームページによる情報提供	毎月1回程度
パンフレットの配架	市役所、裁判所等
研修会等の開催	2回以上
出前講座の実施	随時（依頼に応じて）

研修会の開催

<成年後見制度がよくわかる講習会>

制度概要と利用に向けた手続きについて、わかりやすく紹介する機会として研修会を開催。申立書類の具体的な作成方法等について学ぶ。

- ・対象者
 - (1) 成年後見制度の利用を検討している申立て予定者の方
 - (2) 成年後見制度の利用を必要としている親族がいる方
 - (3) 身近な方が利用を勧められるなど、制度概要や利用方法を知りたい方
 - (4) 首長申立の担当者
- ・講師 弁護士等の専門職
- ・開催回数 年1回

<親族後見人向け実務の研修会>

親族が後見人となった際の支援として、親族後見人の実務に関する研修会を開催。研修会の講師に司法書士等専門職後見人へ協力を依頼。令和7年4月1日から事務報告書の書式等が全国共通の書式に変わることから裁判所へ提出する書類の作成に関する注意点を学ぶ。

- ・対象者
 - (1) 親族後見人
 - (2) 身近な方が利用を勧められるなど、制度概要や利用方法を知りたい方
 - (3) 首長申立の担当者
- ・講師 司法書士等の専門職
- ・開催回数 年1回

<市民後見人養成講座>

新たに市民後見人を育成するための養成講座を開催します。（市民後見推進事業による）

- ・対象者（１）市民後見人として活動する意欲のある方
（２）安房地域在住のおおむね 25 歳以上 70 歳未満の方
（３）基礎研修・実践研修全日程に参加可能な方
- ・講座内容 基礎研修（27.5 単位）：成年後見制度の概要、権利擁護、福祉制度等
実践研修（25.0 単位）：実務演習、事例検討、実地研修等
合 計 52.5 単位
- ・定員 20 名
- ・開催時期 令和 7 年 7 月～12 月

権利擁護に関する相談及び情報提供

権利擁護支援に関する相談窓口の設置

権利擁護に関する相談窓口を設置し、安房地域住民の不安や疑問を解消するため、司法・福祉の関係機関と連携を図って対応する。

成年後見の利用に関する相談

内容	令和 7 年度の目標値
新規相談件数（実数）	150 件
継続相談件数（延べ数）	350 件

相談の受付方法

- ・電話相談（ビデオ通話によるオンライン相談も対応）
- ・訪問相談
- ・巡回相談・・・3 市 1 町で毎月 1 回出張相談を実施

市町	開催日	会場
館山市	第 4 火曜日	館山市役所 4 号館
鴨川市	第 2 火曜日	鴨川市ふれあいセンター
南房総市	第 4 木曜日	南房総市役所 三芳分庁舎
鋸南町	第 3 水曜日	鋸南町保健福祉総合センターすこやか

※ 1 組あたり 50 分程度 予約枠は 3 組（13:30～、14:30～、15:30～）

成年後見人等の受任の調整並びに成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整

マッチング会議の開催（オンライン開催）

開催頻度 : 月1回程度

構成メンバー : 弁護士・司法書士・医師・社会福祉士等

協議内容 : ① 後見人等の候補者調整
② 市民後見人候補者の推薦または推薦取り消し
③ 相談案件の進捗状況や対応について
④ 参加者間の情報交換
⑤ 市民後見人候補者名簿の登録、抹消、削除

家庭裁判所に対する親族等申立審判請求の手続き支援や関連制度の利用の支援

- ・成年後見制度利用支援事業の活用
- ・日常生活自立支援事業からの移行支援
- ・権利擁護支援チームの形成支援、自立支援
- ・判断能力の低下に気づき始めた早期の段階から、チームとしての支援体制を整え、日常生活自立支援事業や保佐・補助制度の利用を促進する

権利擁護支援員（市民後見人）及び親族後見人への支援

- ・成年後見制度の実務に関する相談
- ・市民後見人候補者名簿の登録、抹消、削除
- ・フォローアップ研修の実施（市民後見推進事業による）
- ・市民後見活動推進検討会の開催（市民後見推進事業による）

行政、家庭裁判所、社会福祉協議会、金融機関、医療機関、福祉関係機関等との連携

運営委員会（協議会）の開催

安房地域の権利擁護支援ネットワークを構築する。

開催頻度 : 年2回（5月、10月）

構成メンバー : 弁護士、司法書士、医師、社会福祉士、地域関係団体等、行政職員、社協職員等

協議内容 : ① 中核機関の事業計画・報告について
② 中核機関の業務実績状況について
③ 中核機関の予算について
④ 成年後見制度利用促進計画について
⑤ 地域連携ネットワークについて
⑥ 参加者間の情報交換

成年後見人の活動支援

- ・専門職による困難事例等に対するアドバイス等、チームの支援体制の充実
- ・「意思決定の中心に本人を置く」本人中心主義の推進
- ・意思決定支援ツール「トーキングマット」の活用

権利擁護支援に関する知識の研鑽

- ・成年後見制度利用促進体制整備研修（基礎、応用）の参加
- ・日本意思決定支援ネットワークや先進的実践を行う団体と情報交換
- ・権利擁護支援に関する研修への参加

（２）安房地域市民後見推進業務実施計画書

1.目的

権利擁護支援員（市民後見人）（以下、支援員という）は地域共生社会を実現するため、権利擁護支援を支える大切な人材です。本人を中心とした支援が重視される後見活動において、支援員による住民目線の寄り添った支援に期待が寄せられています。

安房地域では平成 29 年度より権利擁護支援員の養成に取り組み 24 名（館山市 8 名、鴨川市 8 名、南房総市 8 名）の支援員が研修を修了しました。そのうち 12 人（館山市 4 名、鴨川市 4 名、南房総市 4 名）が市民後見人候補者名簿（以下、名簿という）に登録し、鴨川市社協が受任する法人後見支援員や各市町社協が実施する日常生活自立支援事業の生活支援員として従事しています。安房地域では家庭裁判所より選任を受けた 4 名が市民後見人として活動しています。前回の養成講座から 7 年が経過し、支援員のライフスタイルも変化し、名簿登録者が徐々に減少傾向となっています。

今年度は行政や社協、家庭裁判所、専門職などと協働し、第 1 期の養成講座で培ったノウハウを活かして養成講座を開催し、さらに市民後見人の活動推進に取り組みます。

2.期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

3.受託金

4,400 千円 [昨年度 1,400 千円 (+3,000 千円)]

4.人員体制

事業実施に関わる予定人数

権利擁護専門員（社会福祉士） 正職員 1 名（兼任）

※その他、安房地域権利擁護推進センターにはセンター長（事務局長兼務）、権利擁護専門員（社会福祉士）正職員 3 名とパート職員 1 名ならびに事務員としてパート職員 1 名を配置。

5. 具体的な内容

権利擁護支援員（市民後見人）養成講座 受講説明会の実施

本説明会では、成年後見制度の概要や権利擁護支援員（市民後見人）の役割、具体的な活動内容について説明する。また、実際に市民後見人として活動している様子を具体的にイメージできるよう、現場での支援の流れや実践的な事例を紹介する。

さらに、今年度実施予定の「権利擁護支援員（市民後見人）養成講座」について詳細を案内して、受講を希望される方への募集要項や申込方法を説明する。

名称：権利擁護支援員（市民後見人）養成講座 受講説明会

開催日時： 5 月 10 日(土) 館山市コミュニティセンター (100 名)、

会場,定員 4 月 26 日(土) 鴨川市ふれあいセンター (70 名)、

5 月 10 日(土) 南房総市三芳農村環境改善センター(70 名)、

4 月 26 日(土) 鋸南保健福祉総合センターすこやか(30 名)、

権利擁護支援員（市民後見人）養成講座の実施

成年後見制度の担い手として地域社会で活躍する市民後見人を育成することを目的に、権利擁護支援員（市民後見人）養成講座を開催する。講座では、法律や福祉の基礎知識を学び、実務に役立つスキルを習得する。また、安房地域の福祉向上に貢献できる人材を育成するため、安房地域の行政や社協と連携し、フォローアップ体制も整備している。

名称：権利擁護支援員（市民後見人）養成講座

定員：20 名

開催時期：令和 7 年 7 月～12 月

権利擁護支援員（市民後見人）の権利擁護支援活動に対する支援

- ・権利擁護支援員が活動するうえでの相談、助言
- ・日常生活自立支援事業、法人後見事業の支援員業務による OJT

権利擁護支援員（市民後見人）フォローアップ研修の実施

市民後見活動の促進を図るため、権利擁護支援員養成講座修了者に対し、制度に対する最新情報や意思決定支援のスキル向上を図り、権利擁護を必要とする人への適切な支援を実現するためフォローアップ研修を実施する。

名称：権利擁護支援員（市民後見人）フォローアップ研修

定員：34名（1期14名、2期20名）

開催時期：令和8年1月

【フォローアップ研修】

【講義】成年後見制度関連の法改正や最新情報

- ・成年後見制度の最新の法改正や動向についての説明。
- ・制度の変更点や影響に関する情報提供。

【グループワーク】テーマ：法人後見、意思決定支援

- ・受講者を数名のグループに分け、意思決定支援の事例検討を実施。
- ・グループごとにケースを分析し、適切な意思決定支援の手法を検討する。
- ・受講者にそれぞれのグループで行った意思決定支援のケースについて共有。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場参集方式での実施が困難と判断した場合は講義ビデオの視聴等により実施。

市民後見人の活動支援の検討

地域連携ネットワークによる市民後見人の活動支援

安房地域権利擁護推進センター運営委員会（委員：行政、社協、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、学識経験者））などで次期養成講座開催に向けた検討を実施。

権利擁護支援員が家庭裁判所より市民後見人として選任されるために必要な助言を受ける。関係機関と協働して市民後見人が活動しやすい環境づくりを行う。

マッチング会議による市民後見人候補者名簿からの推薦

権利擁護支援員（市民後見人）の権利擁護支援活動に対する賠償責任保険加入

2 日常生活自立支援事業・法人後見事業

令和7年2月現在の日常生活自立支援事業の契約者は93名となり、法人後見事業で成年後見人等の選任数も63名となりました。認知症のある高齢者や精神・知的障害のある人が安心して住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送るために、権利擁護に関する事業の必要性が増えています。今後も本事業を必要とする対象者の増加が見込まれ、身寄りのない認知症高齢者等の生活を支えるため本事業の充実がより一層求められています。

権利擁護支援員等が日常生活自立支援事業や法人後見事業の支援員として権利擁護活動に取り組むことで、経験と実績を重ね市民後見人として活躍するための土台を作っています。鴨川市や他の安房2市1町の行政・社協と協力して、成年後見制度を必要とする対象者へ漏れのない支援と権利擁護支援員の活躍を推進します。権利擁護支援員の活躍により安房地域の住民同士の支え合いによる権利擁護体制の充実強化および権利擁護に関する意識の醸成に取り組めます。

人員体制

事業実施に関わる予定人数

センター長	1名	(事務局長兼務)
権利擁護専門員(社会福祉士)	正職員5名	(兼任)
	パート職員2名	(兼任)
事務員	パート職員1名	(兼任)

(1) 日常生活自立支援事業(県委託)

(R7年予算 9,680千円 前年比+584千円)

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力に不安をお持ちの人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理に関する助言や手続き代行等の援助を行う。

R6年3月末(実績値)	R7年1月末(実績値)	R8年3月末(目標値)
88人	93人(+5人)	95人(+2人)

- ・千葉県後見支援センター等主催の専門員研修会・連絡会への参加
- ・千葉県後見支援センター主催の生活支援員研修会への参加
- ・生活支援員研修会の開催

○事業内容

・福祉サービス利用援助

福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用開始や中止の支援、苦情解決制度を利用するための支援

・財産管理サービス

医療費、税金、公共料金の支払い、生活費の払い出し等の支援

・財産保全サービス

年金証書、預金通帳、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の預かり支援

(2) 法人後見事業（後見報酬等）

(R7年予算 15,120千円 前年比+5,061千円)

成年後見人等を家庭裁判所より受任し、認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない人の権利や財産を守る。

R6年3月末(実績値)	R7年1月末(実績値)	R8年3月末(目標値)
40人	63人(+23人)	75人(+12人)

- ・千葉県後見支援センター等主催の専門員研修会・連絡会への参加
- ・受任調整会議の開催

○事業内容

・財産管理

被後見人等を代理・同意して、契約の締結、費用の支払等を行う。

⇒具体的な財産管理

福祉サービス費、医療費、税金、公共料金の支払い、生活費の払い戻し

預金通帳、年金証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の管理

・身上保護

被後見人等に必要な介護サービスの契約、被後見人等が入所施設へ入所する場合の各種施設契約、被後見人等が入院や通院する場合の医療契約等の被後見人等の身上面での法律行為を行う。

⇒具体的な身上保護

福祉サービスについての情報提供による自己決定の尊重、福祉サービス利用、

契約の締結、苦情解決制度の申立て

・運営管理

⇒法人後見運営委員会（構成メンバー：弁護士・司法書士・医師・社会福祉士等）による受任調整機能の充実

3 福祉資金貸付事業

「生活福祉資金」の相談・貸付（千葉県社会福祉協議会受託）を行います。この資金貸付事業は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯、被災世帯を対象に、経済的自立、障害者の社会参加、住環境整備等を目的として支援するものです。対象者の支援に際し、行政（生活困窮者自立支援事業、生活保護担当）ハローワーク等他機関との連携を強化します。

また、鴨川市独自の「鴨川市福祉資金貸付事業」を運営し、独自に生活困窮者の支援を図ります。

（1）生活福祉資金（県社協委託）

（福祉資金）

① 相談支援体制

- ・生活福祉資金担当者の配置（兼務 3 名）
- ・職員研修への参加

② 生活福祉資金

- ・低所得世帯や障害者世帯、高齢者がいる世帯を対象に貸付

R7（見込）	R6（見込）	R5
5 件	5 件	7 件

※貸付金の原資は千葉県社会福祉協議会であり、当協議会の予算は事務費・手数料等のみ計上

（2）鴨川市福祉資金（自主）

（R7 予算 450 千円）

① 生活資金

- ・当面の生活に必要なお金 上限 100,000 円

R7（見込）	R6（見込）	R5
3 人	2 人	2 人

② 小口援護資金

・緊急に生活に困る人のうち県社会福祉協議会の貸付の対象とならない人への貸付
上限 30,000 円

R7（見込）	R6（見込）	R5
5 件	2 件	1 件

4 福祉相談事業

毎月第 1 火曜にふれあいセンターを会場に弁護士による法律相談を開催します。
法律相談への市民の需要は高く、毎回満員になるほどの盛況を呈しています。
主な相談は、相続や土地の境界や近隣とのトラブル、サラ金や借金問題など様々です。
なお、一般的な福祉相談は鴨川市福祉総合相談センターで受付を行っています。

（1）福祉相談事業

法律相談事業（共募）

（R7 予算 290 千円）

R7（見込）	R6（見込）	R5
12 回 70 件	12 回 68 件	12 回 70 件

- ・ふれあいセンター（毎月第 1 火曜日）
- ・弁護士による相談受付を実施
- ・予約制、時間 1 回 30 分

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス推進）

1 在宅福祉サービス事業

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対し、介護保険や障害者福祉サービス以外のサービスの活用により、福祉の増進に資する。

支援型配食サービスや一人暮らしの高齢者孤立化防止事業、ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業、介護タクシー事業など高齢者が在宅のままで生活ができるようにそれぞれのサービスの利点を活用して、在宅での生活を可能とさせる役割を果たしている。

（1）支援型高齢者配食サービス事業（市委託）

（R7 予算 13,255 千円）

新規相談件数 12 件（令和 7 年 1 月 31 日時点）

R7（見込）	R6（見込）	R5
8,200 食	6,200 食	6,524 食

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対して、夕食を配達することで、食生活の改善安否確認を行い、もって高齢者等の福祉の増進をはかる

① 事業内容

- ・実施日＝月曜日から金曜日
- ・対象者＝ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、心身障害者のみの世帯
- ・利用予定＝1週間に1日から5日以内
- ・2種類のセットメニューの中から1種類を選び実費を負担する
(450円・300円)
- ・配達食事＝夕食

（2）鴨川市ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業（市委託）

R7（見込）	R6（見込）	R5
6,000 件	6,600 件	7,228 件

独居老人に月 1 回訪問協力員の訪問により、安否確認や悩みの相談に応じることで、独居老人の孤立感の解消や災害防止に向けた情報の提供等を行う。

① 事業内容

- ・訪問協力員（ホームヘルパー研修を修了したと同程度の者）が月に 1 回以上訪問を行う
- ・本人と面談を行うことで安否状況の確認を行う
- ・料金 無料

(3) ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業（自主）

① ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業の運営体制

- ・職員体制 介護タクシーと兼務 1 名
訪問介護員と兼務 3 名

R7（見込）	R6（見込）	R5
2,000 回	2,160 回	2,582 回

通院にお困りの方の支援として、介護保険、障害者への通院時乗降介助、通院介助として実施

(4) 介護タクシー（自主）

R7（見込）	R6（見込）	R5
150 回	155 回	185 回

要支援 1・2 の方の介護タクシーとしての通院や、買い物支援、金融機関への送迎などにおいて通常のタクシー料金より安価にて支援を行います。

① 介護タクシー事業の運営体制

- ・職員体制 福祉移送サービスと兼務 1 名
- 運営日 月曜日から金曜日
- 料金 1 回 690 円から

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と通所介護事業（やいほデイサービス）、居宅介護支援事業の3つを実施しています。

公益事業として利用者やその立場に立ち、できる限りニーズに柔軟にかつ質のよいサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めるとともに、本会にとって主要な自主財源として、地域福祉活動を展開する財源確保のためにも事業規模の適正化や経費の適正化を行い、法人経営の安定化を目指します。

(1) 介護保険事業の運営

① 介護保険事業の運営体制

- ・訪問介護事業の職員配置（サービス提供責任者3名及び常勤2名ほか登録訪問介護員）
- ・通所介護事業（やいほデイサービス）
 - 管理者兼生活相談員1名 生活相談員兼介護員1名
 - 常勤介護職員3名（内兼務1名） 介護職員（パート）6名
 - 看護師（パート）3名 調理員（パート）2名
 - 運転手（パート）1名
- ・居宅介護支援事業所の職員配置
 - 主任介護支援専門員 3名

(2) 訪問介護事業（ふれあいホームヘルプサービス）

① 訪問介護事業

R7（見込）	R6（見込）	R5
5,500回	6,000回	6,393回

- ・土日含む365日、24時間の連絡体制確立
 - 訪問介護計画の作成
 - 身体介護・生活援助・通院時乗降介助のサービスを実施

② 第1号訪問事業

- ・土日含む365日、24時間の連絡体制確立
 - 第1種訪問事業計画の作成
 - 要支援者等の心身機能の向上及び生活全般に関するサービスを実施

(3) 通所介護事業（やいろデイサービス）

① 通所介護事業

R7（見込）	R6（見込）	R5
5,800 回	5,600 回	5,051 回

- ・月曜日から土曜日の週 6 日営業
- 事業時間 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 通所介護計画書の作成
- 日中介護、入浴、食事、レクリエーションの提供

② 第 1 種通所事業

- ・月曜日から土曜日の週 6 日営業
- 事業時間 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 第 1 種通所事業計画書の作成
- 日中介護、入浴、食事、レクリエーションの提供

基準該当生活介護（障害者デイサービス）（やいろデイ利用）

R7（見込）	R6（見込）	R5
380 回	380 回	342 回

- ・月曜日から土曜日の週 6 日営業
- 事業時間 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 生活介護計画書の作成
- 日中介護、入浴、食事、レクリエーションの提供

(4) 居宅介護支援事業（ふれあい介護支援サービス）

① 居宅介護支援事業

- ・月曜日から金曜日 週 5 日営業（土日においても緊急時対応）

R7（見込）	R6（見込）	R5
100 人	94 人	99 人

※ 予防プラン作成数は 1/3 にて合計
 （法改正のため、R6 年度より 1/2 から 1/3 へ変更）

- ・居宅サービス計画の作成
- ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
- ・課題分析、居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の確定、モニタリング
- ・土日を含む 365 日、24 時間の連絡体制確立
- ・介護予防支援居宅サービス計画作成の受託（福祉総合相談センターより）
- ・福祉総合相談センターより困難事例の受入れ

3 障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所として居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施します。また、障害者の生活介護施設として、やいさデイサービスが日中の障害者の外出に伴う日帰り介護として生活介護を行います。

また、利用者一人一人にプランを作成する特定相談支援事業、障害児相談支援事業の充実につとめ、障害者ひとりひとりに寄り添うサービスを実施します。

更に鴨川市福祉作業所では、就労継続支援 B 型事業所として障害者就労施設として障害者の就労の促進、賃金の向上に向けて取組めます。

障害者総合支援法が目指す障害者の地域社会との共生の実現に向けて障害者の日常生活と社会生活の支援に向けて取組めます。

(1) 障害者福祉事業の運営

- ① 障害福祉サービス事業の運営体制
 - ・居宅介護、重度訪問介護の職員配置（サービス提供責任者 2 名、訪問介護員 9 名）
 - ・同行援護の職員配置（サービス提供責任者 2 名、同行援護有資格訪問介護員 5 名）

(2) 障害者福祉サービス事業

- ① 居宅介護ほか（身障ホームヘルプサービス）

R7（見込）	R6（見込）	R5
1,500 回	1,800 回	2,322 回

- ・日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）休日
居宅介護計画の作成
居宅介護・重度訪問介護、同行援護のサービスを提供

② 基準該当生活介護事業（障害者デイサービス）（やいろデイ利用）

R7（見込）	R6（見込）	R5
380回	380回	342回

- ・月曜日から土曜日の週6日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
生活介護計画書の作成
日中介護、入浴、食事、レクリエーションを提供

(3) 障害者特定相談支援事業（障害者ケアマネジメント）

- ・障害者相談支援専門員（兼務1名）

① 特定障害者相談支援事業所

R7（見込）	R6（見込）	R5
130件	140件	183件

- ・障害者居宅サービス計画書の作成
- ・月曜日から金曜日営業

4 鴨川市福祉作業所の管理運営

(令和7年度 鴨川市福祉作業所 就労継続支援事業B型計画) (概要)

鴨川市福祉作業所は、就労継続支援事業B型事業所として障害者総合支援法の目的に沿って適正な事業運営が図られるように取組めます。

運営にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者本位のサービスの提供に努めます。

また策定した工賃向上計画による目標工賃の達成を目指し、新規事業の開拓と既存の活動の拡大に取り組み、平均月額工賃の向上が図られるように取組みます。また、本人や家族との面談を行い利用者一人一人の目標や課題に沿った個別支援計画を作成し、作業における各利用者の目標達成を図れるよう取り組むとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、利用者を取りまく社会資源との連携を図り、就労に向けた支援に取り組めます。

さらに、利用者が楽しく通えるよう行事の実施も取り組んでいく考えです。

加えて、虐待防止・身体拘束の禁止に向けて指針にもとづき、委員会の開催や研修会、訓練等の実施に取り組めます。

なお、福祉作業所の利用者の多くが加入する障害者団体である鴨川市心身障害者(児)福祉会の事務局を担い活動を支援します。

鴨川市福祉作業所 (就労継続支援B型事業所)

(鴨川市 指定管理期間 令和4年度～令和8年度)

(運営方針)

一人ひとりの障害者を個人として尊重しながら、能力に応じた就労作業を行い、また、日常の作業を通して社会生活に必要な生活ルールを身につけることで、将来の自立した生活に近づけるようにする。

① 管理運営業務

- ・施設名 鴨川市福祉作業所 (鴨川市八色 866)
- ・事業名 障害福祉サービス 就労継続支援B型事業所の管理運営
- ・定員 20人
- ・職員の配置

管理者 所長	1名
サービス管理責任者	1名
生活支援員	6名
職業指導員	1名
目標工賃達成指導員	1名
送迎職員	1名

- ・協力医療機関による訪問診察（月1回）
- ・体重・血圧チェック（月1回）
- ・ボランティアの受入・中学生体験学習受入・安房特別支援学校実習受入
- ・保護者との面談会（継続）
- ・作業所と利用者家族の意見交換会
- ・イベント行事への参加（安房地区スポーツの集い、鴨青パラリンピックへの参加）
- ・鴨川市身障者福祉会への参加（総会、クリスマス会）
- ・ボランティアの一部受け入れ
- ・虐待防止・身体拘束適正化委員会の開催

② 就労支援事業

R7年度 目標工賃 19,500円（月額平均工賃）

R6年度 平均工賃 20,000円（見込み）

R5年度 平均工賃 20,000円

- ・自主製品の製造・販売（鯛のおみくじ、夏みかんマーマレード、夏みかんポン酢、カレー販売等）
- ・受託作業（箸封入、箱折り、部品組立、ホテル向け資材作成、刺繍加工）
- ・リサイクル資源回収（段ボール、アルミ缶、雑誌のルート回収）
- ・所外作業（寺社境内清掃、除草作業等）
- ・施設外就労（ホテル客室清掃）
- ・農作業生産販売、地域協力者提供の農産物加工・販売
- ・就労に向けた取り組み

- ①ハローワークと連携した障害者雇用に対する個別支援
- ②障害者就業・生活支援センターと連携した就労前実習および就労後支援
- ③安房地域自立支援協議会就労部会への参加

R7（見込）	R6（見込）	R5
実人数 18人	実人数 19人	実人数 19人
3,742回	3,950回	3,950回

③ その他

自主事業

鴨川市心身障害者（児）福祉会の事務局を運営する業務を行う

資 料

令和7年度 やいろデイサービス事業計画書

1. 基本理念

- (1) すべてのお客様に、「心地良い気持ち・楽しい気持ち・うれしい気持ち」をもって帰っていただけるデイサービス作りを目指します。
- (2) すべてのお客様に1日1回、必ず、満足していただけるサービス提供に努めます。
- (3) 地域との繋がりを大切に、社会参加・社会貢献できる地域に根ざしたデイサービス作りを目指します。

2. 基本方針

- (1) 事業所の従業者は、可能なかぎり、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- (2) 利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体及び、精神的負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、事業所は関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めるものとする。
- (4) 事業所は、利用者の心身機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を図る。
- (5) 事業の実施にあたっては、事業所は、介護予防支援事業者、その他、保健医療サービス又は、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

3. やいろデイサービスの事業展開について

- (1) 利用者目標
利用定員を25名とし、1日の利用平均20名（80%）を目指す。
- (2) 地域との交流
ボランティアや小学校・中学校・高校との繋がりを深める。地域に根ざしたデイサービス作りを行う。
- (3) 業務分担
職域の明確化を行い、職員一人一人が業務を理解し、デイサービス全体の業務の効率化を図る。
- (4) デイサービス通信発行
ご利用者及びご家族向けの広報誌を年数回発行する。又、居宅介護支援事業所への配布を行う。
- (5) レクリエーション・創作活動・行事活動の充実
常に新しいレクリエーション・創作活動・行事活動を考え、提供する。ご利用者の

趣味・趣向に合った活動を提供し、ご利用者一人一人が満足できる活動の提供を行う。四季を感じられる活動の提供を行う。

(6) 機能訓練

集団体操などを行い、身体機能の維持・向上を図る。ご利用者一人一人に合った、身体介護を行い、残存機能をしっかり活用していく。

(7) 工夫を凝らした食事の提供

納涼会、クリスマス会、お正月などで特別メニューを提供する。また、調理員だけではなく、職員全体でご利用者のニーズを把握し、ご利用者に喜んでいただける食事提供を行う。

(8) 資質向上のための研修について

外部で行われている研修会や勉強会に参加する。

月1回（年12回）の内部研修実施により、サービスの質の向上を図る。

(9) 感染症の対応について

感染症対策を徹底し、安心・安全なサービス提供に努める

やいろデイサービス年間行事予定表

4月	花見・苺狩り
5月	酪農の里鯉のぼり鑑賞・田植え
6月	買い物・清澄百合鑑賞
7月	七夕作り・納涼会・大山千枚田鑑賞
8月	防災訓練
9月	敬老会・運動会・稲刈り
10月	お祭り
11月	買い物・紅葉狩り
12月	紅葉狩り・クリスマス会・紅白歌合戦
1月	初詣
2月	節分
3月	花見・防災訓練

※感染症の状況により、活動内容を変更する可能性あり。